

## 原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）第3回締約国・署名国会合 結果概要

令和5年8月8日

文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償対策室

### 1. 経緯等

原子力損害賠償に関する国際条約として、パリ条約（改正議定書を含む）、ウィーン条約（改正議定書を含む）、原子力損害賠償の補完的な補償に関する条約（CSC）があり、日本は、2015年にCSCの締約国となった。

CSCの締約国・署名国間では、原子力損害の賠償範囲等の条約の解釈や、事故が発生した場合の対応方法など、運用の詳細についての調整・議論を行う場として、締約国・署名国会合が設けられた。

同会合は、2019年6月にカナダで第1回会合、2022年5月にウィーンで第2回会合がそれぞれ開催されてきており、今般、締約国拡大に向けた方策等を議論する趣旨で、東京において第3回会合を以下のとおり開催した。

○ 日時：2023年6月6日（火）～8日（木）

※出席者を対象に福島サイトツアーを実施

○ 場所：文部科学省庁舎

○ 出席国：

- ・ CSC 締約国（7 か国）：日本、アルゼンチン、カナダ、インド、ルーマニア、UAE、米国
- ・ CSC 署名国（3 か国）：フィリピン、リトアニア、インドネシア
- ・ 招待国（8 か国）：ブラジル、カンボジア、中国、マレーシア、タイ、ウルグアイ、英国、ベトナム
- ・ 国際機関：IAEA（CSC 寄託機関）、OECD/NEA
- ・ その他：原子力損害賠償の法制度に関する専門家、原子力関係企業等

○ 日本側出席者：

関係府省（内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省）に加えて、民間企業を含む関係機関の代表者がオブザーバーとして出席。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）の北郷執行役員（文部科学省参与）が議長を務めた。

## 2. 結果概要

### ○ 原子力損害賠償を巡る国内動向等の紹介

- ・ 上坂 原子力委員長より、我が国の環境・エネルギー政策や、原子力利用に関する基本的考え方、革新型原子炉の開発動向等について紹介。
- ・ 山名 NDF 理事長より、福島第一原子力発電所の廃止措置や周辺地域の除染の進捗状況、今後に向けた課題等を紹介。
- ・ 林 文部科学省審議官より、日本の原子力損害賠償制度の概要、福島原子力発電所事故に対する賠償の状況等を紹介。
- ・ 新井 日本原子力産業協会理事長より、日本の原子力産業の現況と展望（核燃料サイクル、革新的原子力技術、高レベル放射性廃棄物処分等）を紹介。

### ○ 産業界からの意見聴取（ラウンドテーブル）

日本原子力産業協会及び海外の民間企業より、ビジネス展開上の留意事項（責任関係の明確化）や、それを踏まえた CSC への期待（原子力損害賠償に係る国内法制度の不備の解消や締約国拡大）等について議論。

### ○ 締約国拡大に向けた議論

- ・ IAEA 事務局より、締約国の拡大を図るためのアウトリーチ活動の実施状況や今後の活動方針について紹介。
- ・ CSC への加盟意思を示している英国（加盟すればパリ条約締約国として初の CSC 締約国となる見込み）より、加盟に向けた議会プロセスの進捗状況や今後の展望について紹介。

### ○ 国別報告

- ・ 各締約国より、原子力損害賠償に関する国内制度の概要等を紹介。
- ・ 各署名国・招待国より、CSC 加盟に向けた国内手続きの状況等を紹介。

### ○ その他

条約の解釈や、運用に当たり明確にすべき事項（有事の際の請求手続等）について議論。

### ○ 次回会合

来年 4 月から 6 月までの間にウィーンで開催予定。

（参考）IAEA プレスリリース

[Increased interest from countries to join the Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage | IAEA](#)

以上

# 原子力損害の補完的な補償に関する条約 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC))

※2023年7月現在

## ●原子力損害(国境を越える損害を含む)に関する国際的な賠償制度を構築

→国際的な賠償制度の構築への貢献は我が国の責務

※我が国は、2015年1月15日に国際原子力機関(IAEA)本部(ウィーン)において署名、受諾書を寄託。  
我が国の締結により2015年4月15日に発効。

締約国:アルゼンチン、ベナン、インド、日本、モンテネグロ、モロッコ、ガーナ、ルーマニア、  
UAE、カナダ及び米の11か国

署名国:オーストラリア、チェコ、インドネシア、イタリア、レバノン、リトアニア、モーリシャス、  
ペルー、フィリピン、セネガル、ウクライナの11か国

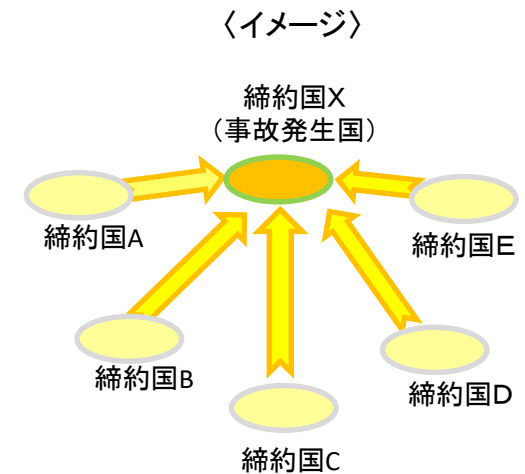
## ●被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実

- ・原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権を事故発生国に集中【条約第13条】
- ・原子力事業者が過失の有無を問わず賠償責任を集中して負う  
(無過失責任【条約附属書第3条3】、事業者への責任集中【同条9】)
- ・自国被害者に対する外国事業者からの公平な賠償の確保(内外無差別【条約第3条2】)
- ・一定額(原則3億SDR(約540億円))以上の賠償措置を締約国に義務付け【条約第3条1(a)(i)】
- ・原子力損害が一定額を超える場合、  
締約国の拠出金で事故発生国における賠償を補完して補償(拠出金制度)【条約第3条(b)】

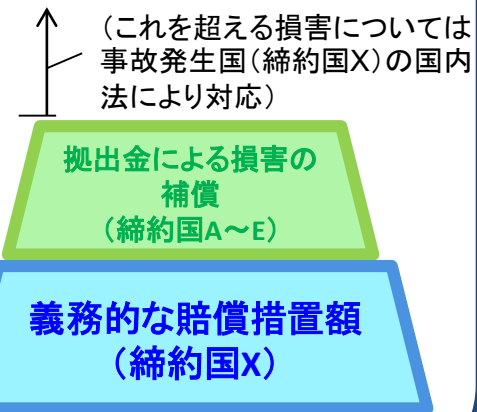
SDR(Special Drawing Right) : 特別引出権(IMFの国際準備資産)  
1SDR=178.924円(2023年4月時点)のレートで換算

## ●法的予見性の向上

- ・国際ルール適用により法的予見性を向上。関連企業の活動環境を更に整備。



〈イメージ〉



(注) 我が国は、締結に際し、現行の関連国内法令を踏まえ、①少量の核物質等を我が国の基準により適用除外とするよう、②我が国の領海内等において生じた、我が国と他の締約国の原子力事業者間の輸送中の原子力事故について、我が国の原子力事業者が責任を負うよう、また、③原子力施設内の事業者以外の財産が賠償の対象となるよう、留保を付している。